

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)

旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)

改定内容

変更

# 建築工事共通仕様書

2019年04月



ひと・まち・くらしをネットワーク  
首都高速道路株式会社

# 建築工事共通仕様書

~~平成30~~年~~7~~月



ひと・まち・くらしをネットワーク  
首都高速道路株式会社

目次

第1章 総則	
第1節 一般事項	1
第2節 照査	26
第3節 測量及び調査	28
第4節 施工管理	30
第5節 安全衛生管理	40
第6節 監督職員が行う検査	<del>48</del>
第7節 電気工作物保安検査	<del>50</del>
第8節 検査員等が行う検査	<del>52</del>
第9節 材料一般	<del>55</del>
【資料編】	<del>58</del>

目次

第1章 総則	
第1節 一般事項	1
第2節 照査	26
第3節 測量及び調査	28
第4節 施工管理	30
第5節 安全衛生管理	40
第6節 監督職員が行う検査	<del>47</del>
第7節 電気工作物保安検査	<del>49</del>
第8節 検査員等が行う検査	<del>51</del>
第9節 材料一般	<del>54</del>
【資料編】	<del>57</del>

変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
第1章 総則	第1章 総則	
		(略)
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約図書	1 契約書類	変更
		(略)
<p>3 図面</p> <p>入札等において、当社が示した設計図、当社から変更または追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p>ただし、実施設計を含む工事については、契約図書及び第11項に規定する監督職員の指示に従って作成され、当該監督職員が認めた実施設計の成果品の設計図を含むものとする。</p>	<p>3 図一面</p> <p>入札等において、当社が示した設計図、当社から変更または追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。ただし、実施設計を含む工事については、契約書類及び第11項に規定する監督職員の指示に従って作成され、当該監督職員が認めた実施設計の成果品の設計図を含むものとする。</p>	変更
		(略)
<p>14 指示</p> <p>契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p>	<p>14 指—示</p> <p>監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p>	変更
<p>15 承諾</p> <p>契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。</p>	<p>15 承—諾</p> <p>契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。</p>	変更
<p>16 協議</p> <p>書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>	<p>16 協—議</p> <p>書面により契約書類の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>	変更
		(略)
<p>18 提示</p> <p>監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p>	<p>23 提—示</p> <p>監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p>	変更
<p>19 報告</p> <p>受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。</p>	<p>18 報—告</p> <p>受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。</p>	変更
<p>20 通知</p> <p>発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p>	<p>19 通—知</p> <p>発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p>	変更
<p>21 連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p>		追加
<p>22 納品</p> <p>納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p>		追加
<p>23 電子納品</p> <p>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p>		追加
<p>24 情報共有システム</p> <p>情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p>	<p>32 情報共有システム</p> <p>情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p>	変更
<p>25 書面</p> <p>手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p>	<p>20 書—面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。また、電子データを</p>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p>	<p>電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p>	
<p>26 立会 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	<p>24 立—会 契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p>	変更
<p>27 確認 契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p>	<p>22 確—認 契約書類に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。</p>	変更
<p>28 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。</p>	<p>24 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.3 契約図書の解釈 1 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。 2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	<p>1.1.3 契約書類の解釈 1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。 2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、工事請負現場説明書、特記仕様書(以下、「特記」という。)、図面、共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.5 日数の解釈 契約図書において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第1条第9項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p>1.1.5 日数の解釈 契約書類において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第1条第9項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	変更
<p>1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号) (2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号) (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号) (4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号) (5)労働安全衛生法(平成29年5月改正 法律第41号) (6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号) (7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号) (8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号) (9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号) (10)健康保険法(平成30年7月改正 法律第79号) (11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号) (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第71号) (13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号) (14)道路法(平成30年3月改正 法律第6号) (15)道路交通法(平成29年6月改正 法律第52号) (16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号) (17)道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号) (18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号) (19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号) (20)河川法(平成29年5月改正 法律第31号) (21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号) (22)港湾法(平成29年6月改正 法律第55号) (23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号) (24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号) (25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号) (26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号) (2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号) (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号) (4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号) (5)労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号) (6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号) (7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号) (8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号) (9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号) (10)健康保険法(平成28年12月改正 法律第114号) (11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号) (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成28年5月改正 法律第47号) (13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号) (14)道路法(平成28年3月改正 法律第19号) (15)道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号) (16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号) (17)道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号) (18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号) (19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号) (20)河川法(平成27年5月改正 法律第22号) (21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号) (22)港湾法(平成28年5月改正 法律第45号) (23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号) (24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号) (25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>(27)公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）  (28)軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）  (29)森林法（平成30年6月改正 法律第35号）  (30)環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）  (31)火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）  (32)大気汚染防止法（平成27年6月改正 法律第41号）  (33)騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）  (34)水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号）  (35)湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）  (36)振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）  (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成29年6月改正 法律第61号）  (38)文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）  (39)砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）  (40)電気事業法（平成28年6月改正 法律第59号）  (41)消防法（平成27年9月改正 法律第66号）  (42)測量法（平成23年6月改正 法律第61号）  (43)建築基準法（平成30年6月改正 法律第67号）  (44)都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）  (45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）  (46)土壌汚染対策法（平成29年5月改正 法律第26号）  (47)駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）  (48)海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）  (49)海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）  (50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）  (51)船員法（平成29年4月改正 法律第21号）  (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）  (53)船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）  (54)自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）  (55)自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）  (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  （平成27年9月改正 法律第66号）  (57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  （平成27年9月改正 法律第66号）  (58)河川法施行法 抄（平成11年12月改正 法律第160号）  (59)技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）  (60)漁業法（平成30年7月改正 法律第75号）  (61)空港法（平成25年11月改正 法律第76号）  (62)計量法（平成26年6月改正 法律第69号）  (63)厚生年金保険法（平成28年12月改正 法律第114号）  (64)航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）  (65)資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）  (66)最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）  (67)職業安定法（平成29年3月改正 法律第14号）  (68)所得税法（平成30年1月改正 法律第7号）  (69)水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）  (70)船員保険法（平成29年6月改正 法律第52号）  (71)著作権法（平成30年7月改正 法律第70号）  (72)電波法（平成30年12月改正 法律第102号）  (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法  （平成27年6月改正 法律第40号）  (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年3月改正 法律第14号）  (75)農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）  (76)毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正 法律第50号）  (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）  (78)公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第56号）  (79)警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）</p>	<p>(26)航空法（平成28年5月改正 法律第51号）  (27)公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）  (28)軌道法（平成18年3月改正 法律第19号）  (29)森林法（平成28年5月改正 法律第47号）  (30)環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）  (31)火薬類取締法（平成27年6月改正 法律第50号）  (32)大気汚染防止法（平成27年6月改正 法律第41号）  (33)騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）  (34)水質汚濁防止法（平成28年5月改正 法律第47号）  (35)湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）  (36)振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）  (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年7月改正 法律第58号）  (38)文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）  (39)砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）  (40)電気事業法（平成28年6月改正 法律第59号）  (41)消防法（平成27年9月改正 法律第66号）  (42)測量法（平成23年6月改正 法律第61号）  (43)建築基準法（平成28年6月改正 法律第72号）  (44)都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）  (45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  （平成26年6月改正 法律第55号）  (46)土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）  (47)駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）  (48)海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）  (49)海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）  (50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号）  (51)船員法（平成26年6月改正 法律第69号）  (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）  (53)船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）  (54)自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）  (55)自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）  (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  （平成27年9月改正 法律第66号）  (57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  （平成27年9月改正 法律第66号）  (58)河川法施行法 抄（平成11年12月改正 法律第160号）  (59)技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）  (60)漁業法（平成28年5月改正 法律第51号）  (61)空港法（平成25年11月改正 法律第76号）  (62)計量法（平成26年6月改正 法律第69号）  (63)厚生年金保険法（平成28年12月改正 法律第114号）  (64)航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）  (65)資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）  (66)最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）  (67)職業安定法（平成28年5月改正 法律第47号）  (68)所得税法（平成28年11月改正 法律第89号）  (69)水産資源保護法（平成27年9月改正 法律第70号）  (70)船員保険法（平成28年12月改正 法律第114号）  (71)著作権法（平成28年5月改正 法律第51号）  (72)電波法（平成27年5月改正 法律第26号）  (73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法  （平成27年6月改正 法律第40号）  (74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年3月改正 法律第17号）  (75)農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）  (76)毒物及び劇物取締法（平成27年6月改正 法律第50号）  (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月改正 法律第50号）</p>	<p></p>

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>(80) 個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)  (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  (平成30年5月改正 法律第32号)</p> <p>(82) 車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)  (83) 道路交通法施行令(平成30年1月改正 政令第1号)  (84) その他の関係法令等</p> <p>2 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事の<b>設計図書</b>及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。</p> <p><b>4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。</b></p>	<p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月法律第56号)  (79) 警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号)  (80) 個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)  (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82) 車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)  (83) 道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第258号)  (84) その他の関係法令等</p> <p>2 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。</p>	
<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を<b>提出</b>するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、<b>提出</b>しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類  (2) 請負代金代理受領承諾書  (3) 遅延利息請求書  (4) 監督職員に関する措置<b>請求</b>に係る書類  (5) その他現場説明の際に指定した書類</p> <p><b>3 前項によらず、設計図書において情報共有システムにより作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</b></p>	<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を<b>提出</b>するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、<b>提出</b>しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>(1) 請負代金額に係る書類  (2) 請負代金代理受領承諾書  (3) 遅延利息請求書  (4) 監督職員に関する措置<b>請求</b>に係る書類  (5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	追加
		(略)
<p><b>1.1.9 官公庁等への手続等</b></p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公<b>庁及び</b>その他の関係機関との<b>連絡</b>を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工にあたり受注者の<b>行うべき関係官公庁及びその他の関係機関</b>への届出等を、<b>法令、条例または設計図書の定め</b>により<b>実施</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<b>諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示</b>しなければならない。<b>なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議</b>しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</b></p> <p><b>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。</b>受注者は、交渉に先立ち、<b>監督職員に連絡</b>の上、これらの交渉に<b>あたっては誠意をもって対応</b>しなければならない。</p> <p><b>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等、明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</b></p>	<p><b>1.1.9 関係官公署等への手続等</b></p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公<b>署</b>その他の関係機関<b>及び地元住民</b>と<b>緊密な連絡及び十分な協調</b>を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事の<b>施工</b>にあたり、<del>法令若しくは条例または設計図書の定めにより、受注者が行うべき施工上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理</del>しなければならない。<del>ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</del></p> <p>3 受注者は、<b>前項に規定する届出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により報告</b>し、監督職員<b>の指示</b>があればそれに従うものとする。</p> <p><del>4 受注者は、常に届出または許可の条件を把握して工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</del></p> <p>5 受注者は、<del>地域住民から</del>工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民との間に紛争が生じないように努め、<del>苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</del></p> <p><b>6 受注者は、国、都、県、区市町村その他の公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。</b>受注者は、交渉に先立ち、<b>事前報告</b>の上、これらの交渉に<b>当たっては誠意をもって対応</b>しなければならない。</p>	変更
		(略)
<p><b>1.1.13 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が、当社の工事指名競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。<b>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</b></p>	<p><b>1.1.13 工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が、当社の工事指名競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	追加
<p><b>1.1.14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<b>施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出</b>しな</p>	<p><b>1.1.14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<del>工事着手までに、</del>施工体制台帳等通知書を<b>提出</b>しなければなら</p>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>なければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="522 533 920 730" style="text-align: center;"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>ない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3) <del>監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</del></p> <p><del>(4)</del> 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、<del>に従って</del>、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="1828 533 2226 730" style="text-align: center;"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに<b>提出</b>しなければならない。</p>	
<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p>	<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p>	
<p>2 主任監督員</p> <p><u>(1)</u> 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 主任監督員は、<b>契約図書</b>の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p><u>(3)</u> 主任監督員は、<b>契約図書</b>において現場監督員の<b>立会</b>の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時<b>立会</b>、または担当監督員に命じて<b>立会</b>をさせることができる。</p> <p><u>(4)</u> 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 契約書第7条の規定に基づく受任者または下請負人の<b>通知</b>の請求</p> <p>ハ 契約書第9条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 契約書第9条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 契約書第9条第5項に掲げる受領行為</p> <p>へ 契約書第11条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる<b>立会</b></p> <p>リ 契約書第14条第4項に掲げる請求</p> <p>ヌ 契約書第14条第6項に掲げる行為</p> <p>ル 契約書第15条第2項に掲げる検査</p> <p>ヲ 契約書第18条第2項に掲げる調査</p> <p>ワ 契約書第26条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>カ 契約書第<b>37</b>条に係わる出来形検査</p> <p>ヨ 契約書第33条第1項及び第2項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求</p> <p>タ 契約書第47条第2項及び第3項の<b>提示及び通知</b></p>	<p>2 主任監督員</p> <p><del>(1)</del> 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p><del>(2)</del> 主任監督員は、<b>契約書類</b>の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p><del>(3)</del> 主任監督員は、<b>契約書類</b>において現場監督員の<b>立会</b>の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時<b>立会</b>、または担当監督員に命じて<b>立会</b>をさせることができる。</p> <p><del>(4)</del> 主任監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 契約書第7条の規定に基づく受任者または下請負人の<b>通知</b>の請求</p> <p>ハ 契約書第9条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 契約書第9条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 契約書第9条第5項に掲げる受領行為</p> <p>へ 契約書第11条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる<b>立会</b></p> <p>リ 契約書第14条第4項に掲げる請求</p> <p>ヌ 契約書第14条第6項に掲げる行為</p> <p>ル 契約書第15条第2項に掲げる検査</p> <p>ヲ 契約書第18条第2項に掲げる調査</p> <p>ワ 契約書第26条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>カ 契約書第<b>33</b>条に係わる出来形検査</p> <p>ヨ 契約書第33条第1項及び第2項の規定に基づく工事目的物の部分使用承諾請求</p> <p>タ 契約書第47条第2項及び第3項の<b>提示及び通知</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>変更</b></p>
<p>3 担当監督員</p> <p><u>(1)</u> 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員または主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を</p>	<p>3 担当監督員</p> <p><del>(1)</del> 総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員または主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有</p>	<p><b>変更</b></p>

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>有するものとする。</p> <p>(2) 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき行う<b>契約図書</b>に定める検査及び<b>立会（確認を含む）</b>を行うことができる。</p> <p>(3) 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p>(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2) 及び (3) に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 契約書第9条第2項第3号に掲げる権限</li> <li>ロ 契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等</li> <li>ハ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる<b>立会</b></li> <li>ニ 契約書第14条第4項に掲げる請求</li> <li>ホ 契約書第14条第6項に掲げる行為</li> <li>ヘ その他主任監督員が必要と認める事項</li> </ul>	<p>するものとする。</p> <p><del>(2)</del> 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき行う<b>契約書類</b>に定める検査及び<b>立会（確認を含む）</b>を行うことができる。</p> <p><del>(3)</del> 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p><del>(4)</del> 担当監督員の権限及び行為は、(2) 及び (3) に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 契約書第9条第2項第3号に掲げる権限</li> <li>ロ 契約書第13条第2項、第3項及び第4項に掲げる工事材料の検査等</li> <li>ハ 契約書第14条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる<b>立会</b></li> <li>ニ 契約書第14条第4項に掲げる請求</li> <li>ホ 契約書第14条第6項に掲げる行為</li> <li>ヘ その他主任監督員が必要と認める事項</li> </ul>	
		(略)
<p><b>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）または専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 契約書第10条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>3 受注者は、入札前に技術資料を<b>提出</b>した工事にあつては、現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</li> <li>(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</li> <li>(3) 契約工期が多年に及ぶ場合</li> </ul> <p>4 受注者は、第1項の現場代理人等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>5 受注者は、第1項の主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。</p> <p><u>なお、監理技術者の選定において、建設業法第26条第2項の指定建設業は、建築工事業とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</li> <li>(2) 主任技術者 イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、建築施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、建築施工管理（一級）に関する検定種目に合格した者 ロ 建築士法第4条の規定による一級または二級建築士の免許を受けた者</li> <li>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者</li> <li>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</li> </ul> <p>6 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。監督職員から<b>提示</b>を求められた時は、これに従わなければならない。</p>	<p><b>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）または専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、<del>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）</del>を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><del>2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</del></p> <p>3 契約書第10条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者または監理技術者、<del>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</del>は受注者に所属する者とする。ただし、<del>統括安全衛生責任者は、1.5.2の第6項に該当する場合は、この限りではない。</del>なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を<b>提出</b>した工事にあつては、現場代理人、主任技術者または監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、<del>(2)、(3)</del>の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><del>(1)</del> 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</li> <li><del>(2)</del> 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</li> <li><del>(3)</del> 契約工期が多年に及ぶ場合</li> </ul> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の主任技術者または監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者を選定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現場代理人 建設業法第19条の2に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</li> <li>(2) 主任技術者 <del>建設業法第26条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者。</del> イ 建設業法第27条及び建設業法施行令第27条の3の規定による技術検定のうち、建築施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、建築施工管理（一級）に関する検定種目に合格した者 ロ 建築士法第4条の規定による一級または二級建築士の免許を受けた者</li> <li>(3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する技術者。<del>なお、監理技術者の選定において、建設業法第26条第2項の指定建設業は、建築工事業とする。</del></li> </ul>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
	<p>(4) 専門技術者 建設業法第26条の2に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。</p> <p><del>8 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第2項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</del></p> <p><del>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</del></p> <p><del>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</del></p> <p><del>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</del></p> <p><del>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</del></p>	
		(略)
<p><b>1.1.18 履行報告</b> 受注者は、契約書第11条の規定に基づき契約の履行を<b>報告</b>しなければならない。この場合、監督職員より特別の<b>指示</b>がない限り1.4.2の第1項、1.4.3及び1.4.11をもって履行報告に代えることができるものとする。</p>	<p><b>1.1.18 履行報告</b> 受注者は、契約書第11条の規定に基づき契約の履行を<b>報告</b>しなければならない。この場合、監督職員より特別の<b>指示</b>がない限り1.4.2の第1項、1.4.3及び1.4.9をもって履行報告に代えることができるものとする。</p>	変更
<p><b>1.1.19 工事着手</b> 1 受注者は、<b>設計図書</b>に定めのある場合を除き契約締結後30日以内に<b>着手</b>しなければならない。 2 <b>工事着手</b>とは、<b>工期の始期日または設計図書において規定する始期日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)</b>、実施設計を含む工事における<b>実施設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手すること</b>をいう。</p>	<p><b>1.1.19 工事の着工</b> 1 受注者は、<b>設計図書</b>に定めのある場合を除き契約締結後30日以内に<b>着工</b>しなければならない。<del>なお、受注者は、工事の着工日前に着工届を提出しなければならない。</del> 2 <b>着工日</b>とは、<b>工事を開始する日であって、受注者が工事のため現地において事務所の建設、測量または施工計画書の作成を開始する日をいう。</b>ただし、実施設計を含む工事にあつては、<del>その設計を開始する日</del>をいう。</p>	変更
		(略)
<p><b>1.1.21 工事用地等の使用</b> 1 受注者は、契約書第16条第1項に規定する工事用地等を無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。 2 受注者は、<b>提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外</b>の目的に使用してはならない。 3 受注者は、当社が権限を有する土地または物件を使用するときは、<b>施工計画書にその使用内容を記載</b>しなければならない。ただし、使用途中において、その使用方法の変更または一部返還を監督職員が<b>指示</b>したときは、受注者は、これに従わなければならない。 <del>4 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</del> <del>5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</del></p>	<p><b>1.1.21 工事用地等の使用</b> 1 受注者は、契約書第16条第1項に規定する工事用地等を無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。 2 受注者は、<b>前項の工事用地等を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。</b> 3 受注者は、当社が権限を有する土地または物件を使用するときは、<b>「仮設建物等設置承諾申請書」を提出し、承諾を得なければならない。</b>ただし、使用途中において、その使用方法の変更または一部返還を監督職員が<b>指示</b>したときは、受注者は、これに従わなければならない。</p>	変更
<p><b>1.1.22 受注者が確保すべき用地等</b> 1 <b>設計図書</b>において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上<b>受注者が</b>必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び<b>型枠または鉄筋作業場等</b>専ら受注者が使用する用地<b>並びに構造物掘削等</b>に伴う借地等をいう。 2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約</p>	<p><b>1.1.22 受注者が確保すべき用地等</b> 1 <b>設計図書</b>において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。 2 受注者は、工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。 3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用<b>または買収</b>したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。</p>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。		
		(略)
<p><b>1.1.25 工事の中止</b></p> <p>1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合。</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不可能と認めた場合。</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合。</p> <p>(4) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(5) 受注者が契約図書または監督職員の指示に従わないとき。</p> <p>2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	<p><b>1.1.25 工事の中止</b></p> <p>1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合。</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不可能と認めた場合。</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合。</p> <p>(4) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(5) 受注者が契約書類または監督職員の指示に従わないとき。</p> <p>2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	変更
		(略)
<p><b>1.1.29 工事のしゅん功</b></p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第31条第1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げるしゅん功図書等の整備が設計図書により完了していること。</p> <p>①しゅん功図書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しゅん功図(出来形図、施工図含む)</li> <li>・地質・土質調査成果</li> <li>・i-Construction 関連成果</li> <li>・材料計算書</li> <li>・設計計算書</li> <li>・数量計算書</li> <li>・管理カード</li> <li>・図面管理ファイル</li> </ul> <p>②工事書類(工事帳票・工事写真)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書(実施工程表含む)、作業計画書</li> <li>・工事打合せ簿</li> <li>・材料検査に関する書類</li> <li>・品質管理に関する書類(原寸・仮組立に係るものを含む)</li> <li>・支給材料に関する書類</li> <li>・貸与品に関する書類</li> <li>・工事写真</li> <li>・その他、施工計画、施工体制、施工管理、安全管理等に係る書類</li> </ul> <p>③契約図書・契約関係図書(写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)</li> <li>・金額を記載しない設計書(写し)及び図面</li> <li>・その他、契約関係に係る書類</li> </ul> <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了明細報告書</li> <li>・その他、検査に必要な書類、記録等</li> </ul> <p>ここで、「材料検査に関する書類」とは第9節材料一般により提出を求めている書類であり、「品質管理に関する書類」とは、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書で提出を求めている書類であ</p>	<p><b>1.1.29 工事のしゅん功</b></p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第31条第1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了し、しゅん功図書については電子納品等運用ガイドラインに基づき完了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)</li> <li>ロ 金額を記載しない設計書(写し)及び図面</li> <li>ハ 施工計画書、作業計画書及び実施工程表</li> <li>ニ 工事打合せ簿</li> <li>ホ 工事週報</li> <li>ヘ 材料検査に関する書類</li> <li>ト 支給材料及び貸与品に関する書類</li> <li>チ 原寸及び仮組立に関する書類</li> <li>リ 出来形図表</li> <li>ヌ 現場検査カード</li> <li>ル 工事写真</li> <li>ヲ 材料計算書</li> <li>ワ 構造計算書</li> <li>カ しゅん功図書</li> <li>コ 工事完了明細報告書</li> <li>タ 「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社平成22年7月制定)に基づき作成した管理カード</li> <li>レ その他検査に必要な書類、記録等</li> </ul> <p>3 契約書第42条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。</p> <p>なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第31条第2項及び第6項に規定するものをいう。</p> <p>遅延日数 = (しゅん功通知書受領日 - 契約工期末日) + (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは、当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第3者に委託、または請負わせて</p>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容																		
<p>る。</p> <p>3 契約書第42条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。          なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第31条第2項及び第6項に規定するものをいう。          遅延日数 = (しゅん功通知書受領日 - 契約工期末日)          + (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)</p> <p>4 <del>受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</del></p> <p>5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日まで電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第3者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。</p>	<p>はならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。  <del>工事完了明細報告書は、電子納品等運用ガイドラインの対象外とする。</del></p>																			
<p><b>1.1.35 しゅん功図書</b></p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、電子納品等運用ガイドラインに基づきしゅん功図書を作成し、納品しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるときまたは監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。</p>	<p><b>1.1.35 しゅん功図書</b></p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、電子納品等運用ガイドラインに基づきしゅん功図書を作成し、提出しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるときまたは監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。</p>	(略)																		
<p><b>1.1.37 建設副産物</b></p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	<p><b>1.1.37 建設副産物</b></p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再利用に関するガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らねばならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1.1 一定規模以上の工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">再生資源利用計画(実施書)の作成</th> <th style="width: 50%;">再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の建設資材を搬入する工事</td> <td>次の副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1. 土砂 ..... 1,000m<sup>3</sup>以上</td> <td>1. 土砂 ..... 1,000m<sup>3</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>2. 砕石 ..... 500t以上</td> <td>2. コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>3. 加熱アスファルト混合物 ..... 200t以上</td> <td>— アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>— 建設発生木材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>— 建設汚泥</td> </tr> <tr> <td></td> <td>— 建設混合廃棄物</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">} 合計 200t以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で</p>	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事	1. 土砂 ..... 1,000m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂 ..... 1,000m <sup>3</sup> 以上	2. 砕石 ..... 500t以上	2. コンクリート塊	3. 加熱アスファルト混合物 ..... 200t以上	— アスファルト・コンクリート塊		— 建設発生木材		— 建設汚泥		— 建設混合廃棄物		} 合計 200t以上	(略)
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成																			
次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事																			
1. 土砂 ..... 1,000m <sup>3</sup> 以上	1. 土砂 ..... 1,000m <sup>3</sup> 以上																			
2. 砕石 ..... 500t以上	2. コンクリート塊																			
3. 加熱アスファルト混合物 ..... 200t以上	— アスファルト・コンクリート塊																			
	— 建設発生木材																			
	— 建設汚泥																			
	— 建設混合廃棄物																			
	} 合計 200t以上																			

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
	<p>規定する施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	
		(略)
<p><b>1.1.40 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p>1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者または監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、<u>専任技術者</u>(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p><b>1.1.40 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p>1 発注者<u>または監督職員は</u>、現場代理人<del>(統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)</del>が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者または監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者<u>または統括安全衛生責任者</u>(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)<del>、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者</del>が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	変更
		(略)
	<p><b>1.1.44 管理カードの作成</b></p> <p><del>受注者は、工事が完成した時は、当社制定の保全情報管理システム管理カード作成要領に基づき自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託または請負わせてはならない。</del></p>	削除
<p><b>第2節 照査</b></p>	<p><b>第2節 照査</b></p>	
<p><b>1.2.1 計算書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、工事の<u>施工前</u>に、構造計算書、材料計算書及び<u>図面</u>(以下「計算書等」という。)について、<u>自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書</u>の照査を行わなければならない。ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、設計共通仕様書(施設編)2.4.5(照査)によるものとする。</p> <p>2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 構造計算書</p> <p>イ 構造計算書と設計条件との照合</p> <p>ロ 応力計算、荷重、外力、応力及び断面計算等の照査</p> <p>(2) 材料計算書</p> <p>イ 数値と図面との照合</p> <p>ロ 計算書の照査</p> <p>ハ 金額を記載しない設計書との照合</p> <p>(3) 図面</p> <p>イ 図面と工事目的物の構造計算書との照合</p> <p>ロ 図面と仕様書との照合</p> <p>ハ 機能及び適法性の照査</p> <p>ニ 関係工事との取合いの照査</p> <p>3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図(もしくは電子データ)を貸与することができる。ただし、共通仕様書その他各種要領等販売されているものについては、受注者が備えるものとする。</p>	<p><b>1.2.1 計算書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、工事の<u>善工前</u>に、構造計算書、材料計算書及び図面(以下「計算書等」という。)の照査を行わなければならない。ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、設計共通仕様書によるものとする。</p> <p>2 前項の計算書等の照査の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 構造計算書</p> <p>イ 構造計算書と設計条件との照合</p> <p>ロ 応力計算、荷重、外力、応力及び断面計算等の照査</p> <p>(2) 材料計算書</p> <p>イ 数値と図面との照合</p> <p>ロ 計算書の照査</p> <p>ハ 金額を記載しない設計書との照合</p> <p>(3) 図面</p> <p>イ 図面と工事目的物の構造計算書との照合</p> <p>ロ 図面と仕様書との照合</p> <p>ハ 機能及び適法性の照査</p> <p>ニ 関係工事との取合いの照査</p> <p>3 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図(もしくは電子データ)を貸与することができる。ただし、共通仕様書その他各種要領等販売されているものについては、受注者が備えるものとする。</p>	変更
<p><b>1.2.2 照査担当主任技術者及び照査担当技術者</b></p> <p>1 受注者は、計算書等の照査の着手に先立ち、照査担当主任技術者及び照査担当技術者を定め、「照査担当主任技術者等選定通知書」及び「経歴書」を添えて、提出しなければならない。</p> <p>2 照査担当主任技術者は、1.1.16に規定する主任技術者と同等以上の技術的専門知識及び経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 監督職員は、照査担当主任技術者または照査担当技術者について不相当と認められるときは、受注者に</p>	<p><b>1.2.2 照査担当主任技術者及び照査担当技術者</b></p> <p>1 受注者は、計算書等の照査の着手に先立ち、照査担当主任技術者及び照査担当技術者を定め、「照査担当主任技術者等選定通知書」及び「経歴書」を添えて、提出しなければならない。</p> <p>2 照査担当主任技術者は、1.1.16に規定する主任技術者と同等以上の技術的専門知識及び経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 監督職員は、照査担当主任技術者または照査担当技術者について不相当と認められるときは、受注者に</p>	削除

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
対してその理由を明示した書面により、必要な措置を取ることを請求することができる。	対してその理由を明示した書面により、必要な措置を取ることを請求することができる。 <del>4 照査担当技術者は現場代理人、主任技術者、監理技術者または専門技術者を兼ねることができる。</del>	
<p><b>1.2.3 計算書等照査報告書及び照査表</b></p> <p>受注者は、計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、「計算書等照査報告書」及び「計算書等照査表」を提出し、監督職員の確認を求めなければならない。また、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p>	<p><b>1.2.3 計算書等照査報告書及び照査表</b></p> <p>受注者は、計算書等の照査について作業内容等の結果をまとめ、「計算書等照査報告書」及び「計算書等照査表」を提出し、監督職員の確認を求めなければならない。また、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、<del>これに</del>従わなければならない。</p> <p>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p>	削除
		(略)
<p><b>第4節 施工管理</b></p>	<p><b>第4節 施工管理</b></p>	
<p><b>1.4.1 一般</b></p> <p>受注者は、工事目的物が契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。</p>	<p><b>1.4.1 一般</b></p> <p>受注者は、工事目的物が契約書類に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。</p>	変更
		(略)
<p><b>1.4.3 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、工事着手前に<u>工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての</u>施工計画書を監督職員に提出し、<u>施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。</u>また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 実施工程表（事前に1.4.2により、監督職員の承諾を得ること。） (3) 現場組織表 (4) 主要機械 (5) <u>主要資材</u> (6) <u>施工方法(主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む)</u> (7) <u>施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理)</u> (8) <u>安全管理</u> (9) <u>緊急時の体制及び対応</u> (10) <u>交通管理</u> (11) <u>環境対策</u> (12) <u>現場作業環境の整備</u> (13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u> (14) その他(例：総合評価施工計画、E T C業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p><b>1.4.3 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、工事着手前に<u>次の各号に掲げる事項を記載した</u>施工計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 実施工程表（事前に1.4.2により、監督職員の承諾を得ること。） (3) 現場組織 (4) 緊急時の体制 <del>(5) 仮設備計画</del> <del>(6) 保安設備</del> <del>(7) 使用材料（品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。）</del> 適合規格については、<del>設計図書、標準仕様書、改修標準仕様書またはJ-I-S規格番号を明記する。</del> (8) 主要機械 (9) 施工計画 <del>(10) 土砂等搬送計画</del> <del>(11) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画</del> (12) 環境対策 (13) 安全衛生管理 <del>(14) 防災対策計画</del> <del>(15) 社内検査体制（工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。）</del> <del>(16) 品質出来形管理体制</del> <del>(17) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画(1.1.39第3項で規定する工事に該当する場合)</del> (18) 建設廃棄物処理計画 (19) その他必要と認められる事項(E T C業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差し込んだことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	変更
<p><b>1.4.7 作業計画書</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着</p>	<p><b>1.4.7 作業計画書</b></p> <p>1 受注者は、設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着</p>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><u>(1) 現場組織表(当該作業に関する施工体制)</u>  <u>(2) 当該工種の施工工程</u>  <u>(3) 当該工種の施工方法(施工順序及び施工範囲含む)</u>  <u>(4) 使用資材</u>  <u>(5) 使用機械</u>  <u>(6) 施工管理計画(品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制)</u>  <u>(7) その他各節に特に定める事項等</u></p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に<b>提出</b>されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、<b>提出</b>されている場合には監督職員の<b>承諾</b>を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の<b>提出</b>を省略することができる。</p> <p>4 <b>提出</b>した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	<p>手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><del>-(1) 施工体制</del>  <del>-(2) 作業工程</del>  <del>-(3) 施工方法(施工順序及び施工範囲含む)</del>  <del>-(4) 使用材料</del>  <del>-(5) 機械器具類</del>  <del>-(6) 品質及び施工管理計画(社内検査体制含む)</del>  <del>-(7) その他各節に特に定める事項等</del></p> <p>2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 作業計画書に記載される内容が、既に<b>提出</b>されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、<b>提出</b>されている場合には監督職員の<b>承諾</b>を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の<b>提出</b>を省略することができる。</p> <p>4 <b>提出</b>した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。</p>	
		(略)
<p><b>1.4.11 現場社内検査</b></p> <p>1 受注者は、施工計画書または作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員の<b>請求</b>に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」または「作業計画書」に記載しなければならない。  なお、現場社内検査責任者は、主任技術者または監理技術者及び元受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の<b>立会</b>を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が<b>請求</b>した場合は、直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><u>5 受注者は、現場社内検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u></p>	<p><b>1.4.11 現場社内検査</b></p> <p>1 受注者は、施工計画書または作業計画書に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員の<b>請求</b>に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」または「作業計画書」に記載しなければならない。  なお、現場社内検査責任者は、主任技術者または監理技術者及び元受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の<b>立会</b>を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が<b>請求</b>した場合は、直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p>	<u>追加</u>
<p><b>1.4.12 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに<b>提出</b>しなければならない。ただし、電子メールによる<b>提出</b>が困難な場合は、紙による<b>提出</b>も可能とする。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び<b>提出</b>を省略することができる。<u>この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員から提出の指示があった場合にはこの限りではない。</u></p> <p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに<b>報告</b>しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを<b>提出</b>しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.3第2項の規定により行わなければならない。</p>	<p><b>1.4.12 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに<b>提出</b>しなければならない。ただし、電子メールによる<b>提出</b>が困難な場合は、紙による<b>提出</b>も可能とする。<del>なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</del></p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、<b>監督職員の承諾を受けたうえで</b>「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び<b>提出</b>を省略することができる。</p> <p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに<b>報告</b>しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを<b>提出</b>しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.3第2項の規定により行わなければならない。</p> <p><del>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</del></p>	<u>変更</u>
		(略)
<p><b>1.4.15 作業用機械の選定等</b></p> <p>1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>1.4.15に示される機械を選定、使用等</u>しなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p><b>1.4.14 作業用機械の選定等</b></p> <p>1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<b>設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。</b><del>ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</del></p> <p><del>2 受注者は、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条に基づき、市町村に届出を行ったときは、速やかに報告しなければならない。</del></p> <p>3 受注者は、作業用機械の操作、組立または解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	<u>変更</u>

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p><b>1.4.17 支給材料及び貸与品</b>  支給材料及び貸与品については、契約書第15条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) <u>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、<b>引き渡しの日から7日以内</b>に「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、<b>設計図書または監督職員の指示</b>によるものとする。</u></p> <p>(4) <u>受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>(5) <u>受注者は、<b>しゅん功時(しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点)に、「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出</b>しなければならない。</u></p> <p>(6) <u>受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、<b>「支給材料・貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。</b></u>  <u>なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</u></p> <p>(7) <u>受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</u></p> <p>(8) <u>受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願または貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</u></p> <p>(9) <u>受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</u></p> <p>(10) <u>支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</u></p> <p>(11) <u>受注者は、支給材料または貸与品について、<b>当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</b></u></p> <p>(12) <u>受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</u></p>	<p><b>1.4.17 支給材料及び貸与品</b>  支給材料及び貸与品については、契約書第15条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 契約書第15条第1項に規定する「<del>引渡場所</del>」について、<del>設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</del></p> <p>(2) 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、<del>速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</del></p> <p>(3) <del>受注者は、支給材料または貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料または貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料または貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</del></p> <p>(4) 受注者は、支給材料または貸与品について、<del>当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</del></p> <p>(5) <del>受注者は、支給材料または貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</del></p> <p>(6) 受注者は、<del>毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</del></p> <p>(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接または切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願または貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</p> <p>(9) <del>受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料または貸与品の返還」については、「返還材料調書」または「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</del></p>	(略)  <b>変更</b>
<p><b>1.4.18 工事現場発成品</b>  1 受注者は、<u>設計図書に定められた現場発成品について、<b>設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡す</b>とともに、<b>あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出</b>しなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>第1項以外のものが発生した場合、<b>監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡す</b>とともに、<b>あわせて現場発成品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出</b>しなければならない。</u></p>	<p><b>1.4.18 現場発成品</b>  1 受注者は、<del>工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発成品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発成品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発成品報告書」を提出</del>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、<del>工事の施工によって生じた現場発成品については、前項に規定する「発成品報告書」を作成し、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。</del></p>	<b>変更</b>
		(略)
<p><b>1.4.20 技能士</b>  技能士は次により、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による一級技能士または単一等級の資格を有する<u>者</u>とし、資格を証明する資料を、<u>監督職員に提出</u>しなければならない。</p> <p>(2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、<u>施工品質の向上を図るための作業指導を行わなければならない。</u></p>	<p><b>1.4.20 技能士</b>  技能士は、<del>次</del>により、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による一級技能士または単一等級の資格を有する<u>もの</u>とし、資格を証明する資料を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して<b>施工品質の向上を図るための作業指導を行わなければならない。</b></p>	<b>変更</b>
<p><b>1.4.21 技能資格者</b>  1 技能資格者は、<u>設計図書に定められた資格を有する者またはこれらと同等以上の能力のある者とする。</u></p> <p>2 技能資格者は、資格または能力を証明する資料を、<u>監督職員に提出</u>しなければならない。</p>	<p><b>1.4.21 技能資格者</b>  1 技能資格者は、設計図書に定められた資格を有する者またはこれらと同等以上の能力のある者とする。</p> <p>2 技能資格者は、資格または能力を証明する資料を<b>提出</b>しなければならない。</p>	<b>変更</b>
		(略)
<p><b>第5節 安全衛生管理</b></p>	<p><b>第5節 安全衛生管理</b></p>	(略)
		(略)
<p><b>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</b>  1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。<u>なお、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、および、平成5年3月31日付基発第209号の2「中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について」労働省労働基準局長に定める要件に当てはまらない場合には統括安全衛生責任者、</u></p>	<p><b>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</b>  1 受注者は、<del>1.4.16に規定する</del>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p>	<b>変更</b>

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p><u>元方安全衛生管理者の配置を必ずしも求めない。</u></p> <p>2 受注者は、前項により、<u>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。</p> <p>4 前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 <u>労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</u></p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 <u>労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</u></p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 <u>労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</u></p> <p>7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているカードかどうかの<b>確認</b>をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<b>指示</b>すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで<b>報告</b>すること。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、<b>報告</b>するとともに関係機関に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、現場に<b>専属の者</b>とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、<u>工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</u></p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、<u>この場合、代理を務める期間</u>にあつては<b>現場に専属の者でなければならない。</b></p> <p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と<b>協議</b>の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し<b>通知</b>するものとする。</p> <p>12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を</p>	<p>(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、施工計画書のとおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているカードかどうかの<b>確認</b>をすること。</p> <p>(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<b>指示</b>すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで<b>報告</b>すること。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、<b>報告</b>するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場に<b>常駐</b>し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、<u>次に掲げる業務を管理</u>しなければならない。<u>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できないものとする。</u></p> <p><del>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</del></p> <p><del>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に<b>提示</b>すること。<b>提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</b></del></p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、<u>元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できないものとする。</u></p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と<b>協議</b>の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し<b>通知</b>するものとする。</p> <p>7 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p>	

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。		
		(略)
<p><b>1.5.4 工事現場</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</li> <li>受注者は、工事現場に工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。</li> <li>受注者は、道路上において工事を施工する際は、必ず、道路使用許可証を携帯しなければならない。</li> <li>受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、<b>受注者</b>間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</li> <li>受注者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。</li> </ol>	<p><b>1.5.4 工事現場</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</li> <li>受注者は、工事現場に工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。</li> <li>受注者は、道路上において工事を施工する際は、必ず、道路使用許可証を携帯しなければならない。</li> <li>受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、<b>請負業者</b>間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</li> <li>受注者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。</li> </ol>	<b>変更</b>
		(略)
<p><b>1.5.10 交通安全管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</li> <li>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</li> <li>受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</li> <li>受注者は、<b>設計図書</b>において指定された工事用道路を使用する場合は、<b>設計図書</b>の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</li> <li>受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、監督職員が特に<b>指示</b>する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</li> <li>監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</li> <li>受注者は、特記仕様書の他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</li> <li>公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</li> <li>受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</li> <li>受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合には監督職員の<b>指示</b>に従わなければならない。</li> <li>受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</li> <li>工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または</li> </ol>	<p><b>1.5.10 交通安全管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</li> <li>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</li> <li>受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管第65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</li> <li>受注者は、<b>設計図書</b>において指定された工事用道路を使用する場合は、<b>設計図書</b>の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</li> <li>受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、監督職員が特に<b>指示</b>する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</li> <li>監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</li> <li>受注者は、特記仕様書の他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</li> <li>公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</li> <li>受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</li> <li>受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合には監督職員の<b>指示</b>に従わなければならない。</li> <li>受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</li> <li>工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または</li> </ol>	<b>変更</b>

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は、作業前ミーティング等において運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、<b>確認の記録を整備</b>しなければならない。なお、監督職員から<b>指示</b>があった場合は、速やかに<b>提示</b>すること。</p>	<p>水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者は<b>チェックシートにより</b>、作業前ミーティング等において運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びをチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から<b>チェックシートの提出指示</b>があった場合は、速やかに<b>提出</b>すること。</p>	
<p><b>1.5.11 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の<b>確認</b></p> <p>(5) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(6) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事週報等に記録し、<b>監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</b></p>	<p><b>1.5.11 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2) 当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の<b>確認</b></p> <p>(5) 当該工事における災害対策訓練</p> <p>(6) 当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等または工事週報等に記録し、<b>報告しなければならない。</b></p>	変更
		(略)
<p><b>第6節 監督職員が行う検査</b></p>	<p><b>第6節 監督職員が行う検査</b></p>	
<p><b>1.6.1 一般</b></p> <p><u>1 監督職員は、設計図書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類または立会により、出来形、品質、数量等を<b>確認</b>する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.11により<b>提示</b>した現場社内検査の結果を参考とする。</u></p> <p><u>2 受注者は、<b>監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が<b>確認</b>できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</b></u></p>	<p><b>1.6.1 一般</b></p> <p>監督職員は、<b>設計図書</b>に定められた出来形及び品質を確保するため、書類または<b>立会</b>により、出来形、品質、数量等を<b>確認</b>する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.8により<b>提示</b>した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	追加
		(略)
<p><b>第8節 検査員等が行う検査</b></p>	<p><b>第8節 検査員等が行う検査</b></p>	
		(略)
<p><b>1.8.2 しゅん功検査</b></p> <p>1 検査責任者は、契約書第31条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p><b>2</b> 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の<b>提出</b>、測定、足場の設置等について、あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い、その<b>指示</b>に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p><b>3</b> 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p><b>4</b> しゅん功検査の内容 検査員等は、工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形検査 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況の検査 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p><b>5</b> 立会人 (1) 検査員等は、検査にあたり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。</p> <p>(2) 検査員等は、検査にあたり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p> <p><b>6</b> 修補 (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。</p>	<p><b>1.8.2 しゅん功検査</b></p> <p>1 検査責任者は、契約書第31条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p><del>2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、現場検査カードを<b>提出</b>しなければならない。</del></p> <p><b>3</b> 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の<b>提出</b>、測定、足場の設置等について、あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い、その<b>指示</b>に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p><b>4</b> 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p><b>5</b> しゅん功検査の内容 検査員等は、工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形検査 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況の検査 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p><b>6</b> 立会人 (1) 検査員等は、検査にあたり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。</p> <p>(2) 検査員等は、検査にあたり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p>	変更

新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>(2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。</p> <p>(3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において、口頭で修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補完了後、監督職員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、第1号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を<b>提出</b>し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に<b>提出</b>し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、第2号により、検査員等から「修補指示書」により修補を<b>指示</b>されたときは、<b>指示</b>された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を<b>提出</b>し、検査員等の<b>指示</b>する方法により修補完了の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>(6) 受注者が、第5号の<b>指示</b>された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第42条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該「修補指示書」による<b>指示</b>の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p><del>7</del> 修—補</p> <p>(1) <del>-</del>検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。</p> <p>(2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。</p> <p>(3) <del>-</del>検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において、口頭で修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補完了後、監督職員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>(4) <del>-</del>受注者は、第1号により、検査責任者から「修補命令書」により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を<b>提出</b>し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に<b>提出</b>し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5) <del>-</del>受注者は、第2号により、検査員等から「修補指示書」により修補を<b>指示</b>されたときは、<b>指示</b>された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を<b>提出</b>し、検査員等の<b>指示</b>する方法により修補完了の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>(6) <del>-</del>受注者が、第5号の<b>指示</b>された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第42条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該「修補指示書」による<b>指示</b>の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	
		(略)
第9節 材料一般	第9節 材料一般	
		(略)
<p><b>1.9.5 工事材料の検査</b></p> <p>1 受注者または現場代理人は、<b>設計図書</b>に<b>おいて</b>監督職員の検査を受けて使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して<b>確認</b>した資料を検査時に<b>提示</b>し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付して、<b>整備・保管</b>しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するものとする。電子メールによる<b>提出</b>が困難な場合は、紙による<b>提出</b>も可能とする。</p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書、改修標準仕様書及びJ I Sの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査、並びに、<b>設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには</b>成分、品質、性能等を<b>確認</b>するために必要な物理的または化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質証明書、試験成績表、規格証明書等を検査時に<b>提示</b>し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、<b>整備・保管</b>しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的または化学的試験の成績表をもってこれに<b>代</b>えることができる。なお、監督職員の<b>承諾</b>を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) <b>設計図書</b>に定めるJ I SまたはJ A Sのマーク表示のある材料は、<b>設計図書</b>に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。</p> <p>(4) 受注者は、<b>設計図書</b>に定めがあるときまたは監督職員の<b>指示</b>があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的または化学的試験を省略することができる。</p> <p>(5) 監督職員が<b>指示</b>した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的または化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は、工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第1項に規定する手続きにより<b>提出</b>するものとする。</p> <p>5 監督職員の<b>立会</b></p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、<b>設計図書</b>に定めるときまたは監督職員から<b>指示</b>があったときは、監督職員の<b>立会</b>を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p> <p>受注者は、1.9.5の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管</p>	<p><b>1.9.5 工事材料の検査</b></p> <p>1 受注者または現場代理人は、<b>設計図書</b>に監督職員の検査を受けて使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して<b>確認</b>した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書<b>または工事施工立会検査報告書</b>に添付して、整備・保管しなければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するものとする。電子メールによる<b>提出</b>が困難な場合は、紙による<b>提出</b>も可能とする。</p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書、改修標準仕様書及びJ I Sの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を<b>確認</b>するために必要な物理的または化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質証明書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書<b>または工事施工立会検査報告書のいずれかに</b>添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的または化学的試験の成績表をもってこれに<b>替</b>えることができる。なお、監督職員の<b>承諾</b>を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) <b>設計図書</b>に定めるJ I SまたはJ A Sのマーク表示のある材料は、<b>設計図書</b>に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。</p> <p>(4) 受注者は、<b>設計図書</b>に定めがあるときまたは監督職員の<b>指示</b>があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的または化学的試験を省略することができる。</p> <p>(5) 監督職員が<b>指示</b>した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的または化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は、工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第1項に規定する手続きにより<b>提出</b>するものとする。</p> <p>5 監督職員の<b>立会</b></p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、<b>設計図書</b>に定めるときまたは監督職員から<b>指示</b>があったときは、監督職員の<b>立会</b>を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p> <p>受注者は、1.9.5の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管</p>	変更



新：建築工事共通仕様書(2019年04月)	旧：建築工事共通仕様書(平成30年7月)	改定内容
<p>※：統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者の相互で兼任することはできない  (例：専任技術者が、元方安全衛生管理者と元方安全衛生管理代理者の両方を兼任することはできない(専任技術者が、元方安全衛生管理者もしくは元方安全衛生管理代理者のいずれかとの兼任は可))</p> <p>×：兼任できない</p>	<p>×：兼任できない</p>	
		(略)